

議第58号

三島市墓園条例の一部を改正する条例案

三島市墓園条例（平成17年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,550円」を「5,650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に墓所の使用者となった者に係る令和元年度分までの管理料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士